

【あおぞら団地購入特典1】

子だくさん交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、あおぞら団地（以下「団地」という。）への入居促進と子育て支援及び産業の振興を図るため、この要綱の定めるところにより、子だくさん交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、分譲地1区画内に定住する者全員のことをいう。

(交付要件)

第3条 交付金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 団地に住宅を建築し、定住する世帯であること。
- (2) 住民票を団地に異動した時点で、入居世帯に義務教育就学前の子ども（以下「就学前子ども」という。）がいる世帯であること。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。
 - ① 入居時点で入居者のいずれかが妊娠中の場合は、出産後に交付金を交付する。
 - ② 分譲地売買契約時において就学前子どもがいる場合（妊娠中を含む）で、入居時点では同居かつ就学している子どもがいる場合は、交付の対象とする。
- (3) 令和7年3月31日までに団地に入居した世帯であること。
- (4) 税金の滞納がないこと。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、一世帯100万円を限度とする。

- 2 交付金は、町が指定する町内で発行されている商品券で交付するものとする。
- 3 交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 第3条の要件を満たす者は、団地に住民票を異動した時点で交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号①に該当する場合は、団地に住民票を異動しかつ出産後に交付申請書を提出するものとする。

- 2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 住民票謄本
 - (2) 母子手帳の写し（妊娠中の場合のみ）
 - (3) 公簿等の閲覧同意書又は納税証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、交付申請があったときは、その内容等を審査し、適正と認められる場合は交付を決定し、速やかに決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 町長は、交付決定後速やかに申請者に交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第8条 町長は、交付金交付後、第3条の交付要件を満たさないと認めたときは、申請者は交付金の一部又は全部を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

就学前子どもの人数	交付金の額	備 考
1人	土地購入価格の5%相当分	
2人	土地購入価格の10%相当分	
3人以上	土地購入価格の20%相当分	